

令和2年4月13日

保護者様

瑞浪市立稲津小学校

校長 田口 宏二

岐阜県「非常事態宣言」による臨時休業の延長に伴う児童の学校受け入れについて

4月8日より、各小学校で児童の受け入れを実施しておりましたが、岐阜県の「非常事態宣言」を受け、感染予防、感染防止のため、受け入れ対象を下記の条件に該当する児童のみに限定します。不要不急の外出を避け、自宅待機を行ってください。

なお、特別な事情がある場合は、学校にご相談ください。

以下の条件のいずれかに該当する家庭で、お子さんの預かりを希望する場合、別紙「預かり申請書」に必要事項を記入し、学校に提出してください。ご相談の上、一時預かりを行います。

- |     |   |
|-----|---|
| 条件1 | 保護者が社会機能維持のための就業者（医療従事者、警察、消防等）で、家に3年生以下の子どもだけとなる場合 |
| 条件2 | 仕事を休むことが困難なひとり親世帯等で、家に3年生以下の子どもだけになる家庭              |

**【受け入れについて】**

- (1) 令和2年4月15日（水）からこの条件での受け入れを開始します。
- (2) 8時15分から15時まで受け入れをします。
- (3) 対象は、上記の条件に該当する1年生から3年生とします。
- (4) 毎朝、自宅にて検温と健康観察を行ってください。  
発熱や咳などの風邪症状が見られる場合は自宅待機とします。
- (5) 送迎は、保護者で行い、午後まで預ける場合は弁当を持参してください。
- (6) 受け入れ児童の対応は、教職員等とします。
- (7) 自主学習ができるよう、学習に必要な道具を持参してください。
- (8) マスクを着用してください。

<b>【担当】</b>	瑞浪市立稲津小学校
教 頭	山口 政有
電 話	0572-68-3204
F A X	0572-66-1061